

令和6年度 特別養護老人ホーム ロング・ライフ (短期入所)事業計画

基本方針

指定介護老人福祉施設として、社会福祉法人・老人福祉法及び介護保険法等の理念に基づき入所者の処遇に万全を期するものとします。

基本目標

1. 職員は施設の方針を理解し、職員相互の協力のもと、入所者へのサービスの充実及び向上に努めます。
2. 入所者の安全を常に心掛け、施設内外の事故防止と防災に努めます。
3. 職員は専門職としての知識と技術、並びに使命についての計画的研修を重ね知識・技術の習得に努めます。
4. 職員は地域社会の一員としての自覚をもち、保健・医療・福祉の分野との連携を深め地域福祉、地域貢献の向上に努めます。
5. 入所者の尊厳の保護と日々の暮らしに安心、安全、満足して過ごしていただけるように必要に応じて、本人、ご家族の意向、要望を取り入れた個別機能訓練でのリハビリテーションサービスの提供に努めます。

処遇方針

入所者のサービス提供にあたっては、専門的知識と技術を活かし、入所者一人ひとりの心身状況に応じた日常生活を営むことができるよう個別ケアに努め、安全かつ快適な環境作りに努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ令和6年度の重点事項として実施します。

1. 入所者のサービスについては、多職種間での情報の共有化を図り入所者本人の希望を取り入れたケアプランの策定に努めます。
2. 入所者にとっての「生活の場」としてふさわしいサービス内容と環境作りに努めます。
3. 地域ケアの基幹的支援施設として、専門的な知識・技術や機能を地域に積極的に展開できるよう努め、地域貢献にも努めます。
4. 疾病予防、健康の保持・増進を目的とした口腔ケアを積極的に行うよう努めます。
5. 認知症への理解を深め適切なケア・個別ケアを行うことで、より快適な生活の提供に努めます。
6. 入所者の多種多様なニーズに対応できるよう、職員は自己研鑽に励み、知識と技術の習得に努めます。

①職場内外研修の充実

②入所者一人ひとりを尊重し、入所者本位(主体性)のサービスの充実

7. 入所者への生活リハビリについて、身体的残存機能を十分に發揮できるよう、計画を立て一人ひとりに適した機能回復訓練に努めます。
8. 介護サービス内容や事故防止等については、各マニュアルを活用し実施します。又、介護記録等の関係書類やマニュアルを適正に作成・見直しを行い、より適切な介護サービスが提供できるよう努めます。
9. 入所者・ご家族からの苦情や相談に誠意をもって迅速に対応し、再発防止に努めます。
10. 必要に応じて、本人、ご家族の意向、要望を取り入れた個別機能訓練でのリハビリテーションサービスの提供に努めます。
11. 見守り機器の導入などICTの活用により、入所者の安全体制の確保や職員の負担軽減を図り、より介護サービスの質の向上及び業務効率化を図れるよう努めます。

サービス計画

1. 入所者の生活の活性化につながるものとして下記により実施します。
 - レクリエーション(余暇活動)の実施(毎日)
 - 生活リハビリの実施(毎日)
 - 各種行事の実施(毎月・随時)
2. 入所者の生活に関わる項目
 - 定期健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策を講じ、実施することに努めます。
 - 褥瘡の予防に徹し、寝たきり状態を防止し、おむつ交換・体位変換・栄養量の確保に努め、嘱託医・看護師及び介護員・栄養士等の連絡を密にし、早期発見・早期治療の充実に努めます。
 - 食事については、管理栄養士の元、必要な栄養量を確保し、嗜好調査・残食調査等を充分に行い、安全で適切な食事の提供に努めます。
 - 入所者一人ひとりがその人らしい家庭的な生活を送れるよう、以前の生活環境や生きがい等を踏まえながら利用者主体のケアに取り組みます。
3. 環境整備と防災対策

快適な生活を目的に建物、設備等の保守点検を実施し安全で安心できる生活環境と防災管理に努めます。又、防災計画に基づく、訓練の実施及び地域の方々との協力体制の確立、設備等の点検により災害対策に努めます。
4. 地域交流事業との提携、ボランティアの受け入れ
 - 施設を地域に開放し、夏まつり等の行事について、各婦人会団体、ボランティア団体、地域住民の一般参加の呼びかけに努めます。
 - 地域の行事や活動等に積極的に参加し、地域との交流に努めます。
 - ボランティアの受け入れ、各学校の実習生の受け入れを積極的に行い、福祉人材育成等に寄与することに努めます。

令和6年度 年間行事計画

月 別	行事内容	実施内容等
4月	花 見	小ユニットに分かれ園外での観桜会
5月	母 の 日	母の日を祝う
6月	運動会 父 の 日	紅白に分かれ競い合う 父の日を祝う
7月	七 夕 流しそうめん	七夕飾りをつくり願いごとをする 小ユニットに分かれての外出
8月	夏 祭 り	盆踊り・屋台・余興で夏の日を楽しむ
9月	敬 老 会	幼稚園児と長寿を祝う
10月	園 外 散 歩	小ユニットに分かれ自然に親しむバスハイク
11月	芋 煮 会	季節を感じ楽しむ
12月	クリスマス会	余興・ゲーム等で楽しむ
1月	新 年 会 だんごさし	もちつき・余興で新年を祝う 小正月に願いを込め行う
2月	節 分	豆まき・鬼を追い払う
3月	ひ な 祭	幼稚園児と桃の節句を祝う

※毎月、「居酒屋」と「誕生会」行事を実施

令和6年度 ロング・ライフケイサービスセンター 事業計画

基本方針

利用者が在宅において、可能な限り年齢・状態像に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の援助及び機能訓練を行います。

また、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持を図ります。さらに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めます。

基本目標

1. 利用者個々の尊厳の保持と、日々の利用に安心・安全・満足して過ごしていただけるように本人・家族の意向、要望を取り入れサービスの提供に努めます。
2. 職員は基本方針を十分に理解し、報告・連絡・相談を徹底し、サービスの質の向上に努めます。
3. 家族、相談支援専門員・各福祉サービス機関との連絡・連携及び、地域交流を密に行い、利用者の自立支援の統一を図ります。
4. 利用者が安全に利用できるよう、施設内外の事故防止に常に心がけます。

処遇方針

利用者が健康で充実した生活を送ることができるよう個別援助計画を作成し、個人個人の残存機能の維持を心がけ、日々の生活の中で希望や生きがいが持てる援助を行います。

重点目標

基本方針を踏まえ令和6年度の重点項目として実施します。

1. 利用者個々の現状と要望を的確に把握し、個別援助計画を作成しサービスの提供に努めます。
2. 職員の専門職としての資質の向上を目指し施設内外の研修の充実を図るとともに定期的に勉強会を開催することで、職員の資質及びサービスの質の向上に努めます。
3. 生活リハビリを中心に残存機能の維持増進を図り、日常生活の活性化に努めます。
4. 利用者、家族からの意見・希望を十分反映させ、日課の見直し改善に努めます。
5. 四季折々の行事を取り入れ、利用者が楽しんでいただけるような余暇活動の提供に努めます。
6. 利用者からの苦情相談には誠意をもって対応し再発防止に努めます。
7. 機能的口腔ケアを行い、嚙下機能の維持向上に努めます。
8. 利用者の生活の中心である在宅生活にも目を向け、利用者を介護している家族の支援や、その地域住民との連携にも努めます。

令和6年度 年間行事計画

月 別	行事内容	その他	備 考
4月	お花見(1週間)	誕生会	
5月	母の日(1週間)	誕生会	
6月	父の日(1週間)	誕生会	
7月	七夕(7月7日) 紫陽花見学(1週間)	誕生会	
8月	作品づくり	誕生会	
9月	敬老会(1週間)	誕生会	
10月	運動会(1週間)	誕生会	
11月	紅葉狩り(1週間)	誕生会	
12月	忘年会(1週間)	誕生会	
1月	初詣(1月1~3日) 新年会(1週間)	誕生会	
2月	節分(2月3日)	誕生会	
3月	ひな祭(3月3日)	誕生会	

令和6年度 ロング・ライフ訪問介護事業所 事業計画

基本方針

利用者が可能な限り、在宅での日常生活を自立的に営めるような援助を行い、心身の機能低下の予防やより活発化させるような働きなど日常生活に必要不可欠な援助に努めます。

基本目標

1. 利用者の生活状況は様々であり、それぞれ異なったニーズを把握して理解し適切な援助に努めます。
2. 利用者の家族、また他の福祉、医療機関との連携を密にし、ヘルパーサービスの向上に努めます。
3. より良いサービスの提供と事故防止に努めます。

処遇方針

利用者の自立支援に向けて援助計画を立案し、個人のもつ可能性を最大限に引き出し、喜びと希望がもてるような援助に努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ令和6年度の重点事項として実施します。

1. 介護予防サービスが適切に提供できるように、利用者の理解のもと職員の意識の向上とサービス内容のマニュアルを作成します。
2. ケース検討会を毎月開催し職員の資質、及びサービスの質の向上に努めます。
3. 多種多様な利用者・家族のニーズを把握した個別計画の作成に努めます。
4. 介護サービス内容、訪問時の接遇、事故防止等の各マニュアルを有効に活用し、より適切なサービスが提供できるように努めます。
5. スマケアシステムの導入により業務の効率化と情報共有をより一層推進し、多くの利用者の受け入れと他職種との連携を強化します。
6. 地域の介護サービスの入り口として、他事業所、多職種と連携し利用者の地域での生活を支えます。

令和6年度 ヘルパー勉強会

月	勉 強 会 事 業 内 容
4月	6(土) 身体拘束・虐待について・ケース検討
5月	4(土) 訪問介護のグレーゾーンについて・ケース検討
6月	1(土) ヘルパーの接遇について・ケース検討
7月	6(土) 食中毒予防について・ケース検討
8月	3(土) 認知症の方への対応法について・ケース検討
9月	7(土) 訪問介護事業所における防災について・ケース検討
10月	5(土) 高齢者の病気、注意点について・ケース検討
11月	2(土) ヒヤリ・ハット事故報告について・ケース検討
12月	7(土) 感染症について・ケース検討
1月	4(土) 少ない食材での調理・ケース検討
2月	1(土) ハラスメントについて・ケース検討
3月	1(土) 1年間を通しての課題提起・ケース検討

※上記内容に加え、事業所で発生した事故・ヒヤリハット報告についての確認を行う。

令和6年度 社会福祉法人ライフ・タイム・ 福島指定居宅介護支援事業所 事業計画

基本方針

利用者及び家族と関係市町村をはじめ、地域の保健・医療・福祉サービス提供機関と連携し、中立公正な立場で包括的・継続的な居宅介護支援サービスの提供に努めます。

基本目標

1. 利用者及び家族との信頼し合える人間関係を構築し、利用者の特性を踏まえ、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営めるよう、双方のニーズに応じた居宅サービス計画を作成し、サービス提供事業所との連絡調整に努めます。
2. 地域の中で核となる事業所づくりを目指し、皆に愛され支援されるように地域住民との交流を図り、介護保険と社会資源のより良いサービス等の提供が確保されるよう努めます。
3. 職員は専門職としての知識と技術、並びに使命について計画的な研修を実施しチーム全体のレベルアップに努めます。
4. 特定事業所として地域包括支援センターと連携し、常に利用者の自己決定を尊重し権利擁護の立場で支援するとともに高齢者虐待防止や身体拘束等の適正化も推進し質の高いケアマネジメントの実施に努めます。

重点目標

- 基本方針を踏まえ令和6年度の重点事項として実施します。
1. 利用者及び家族との信頼関係を築き、双方のニーズに応じた利用者の自己選択や自己決定などの主体性を尊重し、居宅サービス計画を作成し、個別ケアの充実を図ります。
 2. 地域の中で愛され支持されるような組織体制や事業所づくりを目指し、地域包括支援センターと共にネットワーク(認知症SOSネットワーク模擬訓練)やコミュニティづくりなど地域で暮らし続けられるような地域づくりに積極的に協力します。
 3. 医療機関等と入退院時・通院時間わず、総合的に連携を図ります。
 4. 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加や他法人との共同での研修会の定期的な開催に努め、支援困難事例にも対応できるように努めます。
 5. タブレット等ICT機器を活用し、業務効率化に努めます。

令和6年度 福島市松川地域包括支援センター 事業計画

基本方針

1. 高齢者やその家族が抱えているニーズに対し、介護保険サービスだけでなく保健・医療・福祉及び、インフォーマルな活動と連携し、地域住民を包括的に支援する。
2. 地域の認知症高齢者施設として、認知症について正確な知識や理解の普及・意識啓発を行い、認知症の方が、住み慣れた地域で安心・安全に生活が継続できるように地域づくりに積極的に取り組む。

基本目標

1. 総合相談支援や訪問活動等を通じて地域と連携する。
2. 介護予防の啓発活動を行い、身体機能の改善や悪化の防止に努めると共に自立支援を促す。
3. 高齢者への訪問活動を行い、実態把握に努める。
4. 地域住民に対して認知症サポーターの普及・啓発活動を行い、地域包括ケアに根ざした地区組織等地区住民とのネットワークづくり(認知症SOSネットワーク模擬訓練実施・継続)に努める。
5. 高齢者に対する虐待の防止・早期発見等や養護者への支援など権利擁護に努める。
6. 支援困難事例への対応など、介護支援専門員への支援に努める。

重点目標

◆包括的支援事業

1. 総合相談支援事業

- ①専門職員が高齢者の様々な相談に応じ、相談者の立場を考えた対応を行い適切なサービスや機関・制度等へ繋ぎ、継続的な相談業務を行う。
- ②相談内容の把握・分析を行うとともに、相談事例の解決の為に進捗管理や高齢者以外の関係機関との連携を図り適切な対応を行う。
- ③高齢者や家族の相談のみに限らず民生委員など関係者と顔の見える関係を構築し地域の高齢者の心身の状況や家族環境等の隠れた問題やニーズを把握することにより支援が必要となる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図る。
- ④高齢者支援等に関する介護保険外サービスなど地域の社会資源の把握を行う。
- ⑤介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、「基本チェックリスト」の活用により、事業サービスの提供が必要な人を決定し介護予防ケアマネジメントへ繋げる。

2. 権利擁護事業

- ①生活困窮者や問題を抱えた高齢者等が自ら権利を理解して行動できるように支援する。
- ②認知症により判断能力に低下が見受けられる場合には適正な介護サービスの利用や成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用し高齢者の権利擁護を図る。

③高齢者への暴力や心理的苦痛等を与える虐待などの権利侵害から保護する必要があるときは市との協議や関係機関との連携により適切で迅速な対応を行う。

④福島市権利擁護センターをはじめとする関係機関や関係者との連携により悪徳商法など消費者被害防止の啓発活動を行う。

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①地域の介護支援専門員の業務の円滑な実施を支援するためケアプランの作成についての相談、困難事例の個別ケースについての具体的な援助方法の検討・助言を行う。

②サービス担当者会議への出席等を通じて介護支援専門員の実践力向上に努める。

③介護支援専門員が抱える課題等を的確に把握し、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるように環境を整備し介護支援専門員のスキルアップ等に努める。

④介護支援専門員同士のネットワークや関係機関との連携により地域のあらゆる社会資源を共有し高齢者やその家族が必要な時に円滑に援助が切れ目なく受けられるように支援を行う。

4. 生活支援推進事業

①地域支え合い推進員は、地域の高齢者を在宅生活で支えるため、地域の現状を把握、地域で必要とされている支援や地域にある色々な資源を見つけ出し、在宅への支援状況を整理する。

②地域に協議体を設置、地域支え合い推進員が協議体と協力し地域協議会を開催、地域の関係機関との連携を図り顔の見えるネットワークを構築し情報交換・情報共有を図り地域とのつながりやご近所の支え合いの体制をつくり高齢者が安心して暮らせる地域づくりに努める。

5. 認知症総合支援事業

①認知症地域支援推進員は、医療・保健・介護・福祉の各種専門機関と連携し地域での認知症高齢者への支援体制づくりを行う。

②「認知症SOSネットワーク模擬訓練」による地域での見守り体制の構築、認知症カフェ等の活動を通じて認知症高齢者とその家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう支援体制づくりに努める。

③地域住民、企業、学校に対して認知症サポーター養成講座を開催、認知症予防、普及啓発活動に努める。

④地域の特性に応じた「認知症ケアパス(ケアの流れ)」をつくり、介護と医療の多職種間との連携を強化する。

6. 地域ケア会議(自立支援型地域ケア会議を含む)

①個別ケースや地域課題を検討する地域ケア会議を通じて、困難事例等の課題解決と地域の課題を把握する。

②医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、町内会長、社会福祉法人、ボランティアなどの地域の多様な関係者が協働し、複雑多様化した課題を持つ高齢者へ最も適切な支援を行う。

③ケアマネジメント支援を通じて介護支援専門員の資質の向上を図る。

④要支援者の自立を促すための地域ケア会議には、運動・口腔・栄養等の多職種からの専門的な助言・指導により適切なケアマネジメント作成に努める。

◆新しい介護予防・日常生活支援総合事業

1. 介護予防ケアマネジメント業務

- ①介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活が送れるよう支援する。
- ②適切なアセスメントの実施により利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的にサービス事業等の利用についてケアプランを検討・作成する。

2. 一般介護予防事業

- ①介護予防の基本的な知識の普及・啓発のため、転倒予防や認知症予防・健康づくりのための介護予防教室を開催する。
- ②いきいきもりん体操による地域の通いの場づくりから地域づくりを推進し高齢者の介護予防と社会参加を支援し、生活の質の向上に努める。

令和6年度 ロング・ライフ夜間対応型訪問介護事業所 事業計画

基本方針

利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は通報により利用者の居宅を訪問し、身体的な介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅での生活を送ることができるようとするための援助に努めます。

基本目標

1. 利用者の生活状況は様々であり、それぞれ異なったニーズを把握して理解し適切な援助に努めます。
2. 利用者の家族、又他の福祉、医療機関との連携を密にして夜間対応型訪問介護サービスの向上に努めます。
3. 良質なサービスの提供と事故防止に努めます。

処遇方針

利用者が要介護状態となっても、居宅において可能な限り継続した暮らしができるように、自立支援に向けた個別サービス計画を立案し、個人のもつ可能性を最大限に引き出し、喜びと希望がもたられるような援助に努めます。

重点目標

- 基本方針を踏まえ令和6年度の重点事項として実施します。
1. 夜間における訪問介護においては、利用者一人ひとりの生活状況を把握し、その方に適したサービス提供に努めます。また、利用者、家族との良好な関係性を構築するため、職員の資質、サービスの質の向上に努めます。
 2. 夜間訪問介護サービスの内容、訪問時の接遇、事故防止等の各種マニュアルを整備し、より適切なサービスが提供できるように努めます。
 3. 多種多様な利用者・家族のニーズを十分に把握した個別サービス計画の作成に努めます。
 4. 研修会・勉強会においては、積極的な参加と内容の充実化を図り、夜間対応型訪問介護が円滑に機能できるように努めます。
 5. 利用者・家族を含めた地域住民、及び医療機関、介護サービス事業者等への周知を図り十分に理解を得ることで、円滑な事業展開に努めます。
 6. 利用者に係る医療・福祉サービス事業者との密接な連携に努め、利用者が住みなれた地域で在宅生活が継続できるよう努めます。

令和6年度 ロング・ライフ 24時間訪問介護看護事業所 事業計画

基本方針

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報により利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他、安心して居宅において生活を送ることができるようするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復に努めます。

基本目標

1. 利用者の生活状況は様々であり、それぞれ異なったニーズを把握して理解し適切な援助に努めます。
2. 利用者の家族、また他の福祉、医療機関との連携を密にしてサービスの向上に努めます。
3. 良質なサービスの提供と事故防止に努めます。

処遇方針

利用者が要介護状態となっても、居宅において可能な限り継続した暮らしができるように、自立支援にむけた個別サービス計画を立案し、個人のもつ可能性を最大限に引き出し、喜びと希望がもたれるような援助に努めます。

重点目標

- 基本方針を踏まえ令和6年度の重点事項として実施します。
1. 在宅における定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスが適切に提供できるよう職員の資質、及びサービスの質の向上に努めます。
 2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス内容、訪問時の接遇、事故防止等の各種マニュアルを整備し、より適切なサービスが提供できるように努めます。
 3. 多種多様な利用者・家族のニーズを十分に把握した個別サービス計画の作成に努めます。
 4. 研修会、勉強会においては、積極的な参加と内容の充実化を図り、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が円滑に機能できるように努めます。
 5. 利用者・家族を含めた地域住民、及び医療機関、介護サービス事業者等への周知を図り十分に理解を得ることで、円滑な事業展開に努めます。

令和6年度 障害福祉サービス事業(ロング・ライフ)

事業計画

◆指定短期入所

基本方針

障害福祉サービスに該当する指定短期入所は、支援が必要になった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

基本目標

1. 職員は施設の方針を理解し、職員相互の協力のもと、利用者へのサービスの充実向上に努めます。
2. 利用者の安全を常に心掛け、施設内外の事故防止と防災に努めます。
3. 職員は専門職としての知識と技術、並びに使命についての計画的研修を重ね、知識・技術の習得に努めます。
4. 利用者・家族のニーズに応じて、必要なサービスの提供に努めます。
5. 職員は、関係市町村、他の事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

処遇方針

利用者のサービス提供にあたっては、専門的知識と技術を活かし、利用者一人ひとりの心身状況に応じた日常生活を営むことができるよう個別ケアに努め、安全かつ快適な環境作りに努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ令和6年度の重点事項として実施します。

1. 利用者のサービスについては、多職種間での情報の共有化を図り利用者本人の希望を取り入れた短期入所計画の策定に努めます。
2. 利用者にとっての「生活の場」としてのふさわしいサービス内容と環境づくりに努めます。
3. 疾病予防、健康の保持・増進を目的とした口腔ケアを積極的に行うよう努めます。
4. 利用者の多種多様なニーズに対応できるよう、職員は自己研鑽に励み、知識と技術の習得に努めます。
 - ①職場内外研修の充実
 - ②利用者一人ひとりを尊重し、利用者本位(主体性)のサービスの充実
5. 利用者への生活リハビリについて、身体的残存機能を十分に発揮できるよう一人ひとりに適した機能回復訓練に努めます。

6. サービス内容や事故防止等については、各マニュアルを活用し実施します。又、記録等の関係書類やマニュアルを適正に作成・見直しを行い、より適切なサービスが提供できるよう努めます。
7. 利用者・家族からの苦情や相談に誠意を持って迅速に対応し、再発防止に努めます。

◆日中一時支援事業

基本方針

障害福祉サービスに該当する日中一時支援は、支援が必要になった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

基本目標

1. 職員は施設の方針を理解し、職員相互の協力のもと、利用者へのサービスの充実向上に努めます。
2. 入所者の安全を常に心掛け、施設内外の事故防止と防災に努めます。
3. 職員は専門職としての知識と技術、並びに使命についての計画的研修を重ね、知識・技術の習得に努めます。
4. 利用者・家族のニーズに応じて、必要なサービスの提供に努めます。
5. 職員は、関係市町村、他の事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

処遇方針

利用者のサービス提供にあたっては、専門的知識と技術を活かし、利用者一人ひとりの心身状況に応じた日常生活を営むことができるよう個別ケアに努め、安全かつ快適な環境作りに努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ令和6年度の重点事項として実施します。

1. 障害者の日中における活動を確保し、障害者等の家族の就労支援および障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を取れるように努めます。
2. 利用者のサービスについては、多職種間での情報の共有化を図り、利用者本人の希望を取り入れたサービス計画策定に努めます。
3. 利用者にとっての「生活の場」としてのふさわしいサービス内容と環境づくりに努めます。
4. 疾病予防、健康の保持・増進を目的とした口腔ケアを積極的に行うよう努めます。
5. 利用者への生活リハビリについて、身体的残存機能を十分に發揮できるよう一人ひとりに適した機能回復訓練に努めます。

6. 利用者の多種多様なニーズに対応できるよう、職員は自己研鑽に励み、知識と技術の習得に努めます。

①職場内外研修の充実

②利用者一人ひとりを尊重し、利用者本位(主体性)のサービスの充実

7. サービス内容や事故防止等については、各マニュアルを活用し実施します。又、記録等の関係書類やマニュアルを適正に作成・見直しを行い、より適切なサービスが提供できるよう努めます。

8. 利用者・家族からの苦情や相談に誠意を持って迅速に対応し、再発防止に努めます。

令和6年度 障害福祉サービス事業(指定居宅介護)事業計画

基本方針

障害福祉サービスに該当する指定居宅介護は、支援が必要となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

基本目標

1. 利用者の生活状況は様々であり、それぞれ異なったニーズを把握して理解し適切な援助に努めます。
2. 利用者の家族、又ほかの福祉、医療機関との連携を密にしヘルパーサービスの向上に努めます。
3. より良いサービスの提供と事故防止に努めます。

処遇方針

利用者の自立支援に向けて援助計画を立案し、個人の持つ可能性を最大限に引き出し、喜びと希望が持てるような援助に努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ令和6年度の重点事項として実施します。

1. 障害者サービスへのスムーズな取り組み、展開の実現に努めます。
2. 定期的な研修会を行い職員の資質向上に努めます。
3. 積極的な資格取得(介護福祉士)に向けた勉強会を実施し有資格者の増員に努めます。
4. 多種多様な利用者・家族のニーズを把握した個別計画の作成に努めます。
5. 個々の要望に十分に対応できるようなサービスの質の向上に努めます。
6. 介護内容、訪問時の接遇、事故防止などの各マニュアルの作成に努めます。

令和6年度 ロング・ライフ フクチャンち 事業計画

基本方針

入居者に対し、家庭的な環境の中で食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援及び機能訓練等を個々の状態に合わせて提供することにより、認知症の進行を穏やかにし、その方の有する能力に応じ自立した日常生活を住み慣れた地域で自分らしく、最期まで送れるように努めます。

基本目標

1. 認知症の進行を穏やかにし、BPSD(行動・心理症状)の減少を図り、心身共に安定し、快適な生活が営めるよう努めます。
2. 地域との関わりを積極的に持つことにより、最期まで住み慣れた地域の中で馴染みの方々と共に笑顔で日常生活が送れるよう、開かれた施設づくりに努めます。

処遇方針

認知症によるBPSD(行動・心理症状)や、その方の有する能力を評価・共有する手段として、センター方式を活用し、個別サービス計画を立案し、定例的な見直しを行うことにより、BPSD(行動・心理症状)の減少を図り、心身共に安定し、その方の有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう努めます。

処遇計画

地域住民との繋がりを継続するため、定期的なボランティアの受け入れと地域の催事交流や外出行事を積極的に実施できるよう努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ令和6年度の重点事項として実施します。

1. 入居者と家族の意見を反映したケアプランの作成に努めます。
2. 介護記録等の関係書類、記録等を適正に作成し、必要に応じて見直しに努めます。
3. サービス提供時の事故発生の防止に努めます。
4. 専門職としての自覚を持ち、認知症介護をより理解し、運営推進会議等の活用により地域との連携を深めてケアの向上に努めます。
5. 定期的に業務改善を行い、ゆとりある空間を作り、入居者個々がその人らしい生活が送れるよう努めます。

令和6年度 年間行事予定

月 別	行 事 内 容	
4月	・花見	・誕生会
5月	・端午の節句 ・母の日	・運営推進会議
6月	・誕生会 ・父の日 ・小旅行	・居酒屋
7月	・七夕 ・流しそうめん	・運営推進会議
8月	・夏祭り	
9月	・敬老会 ・家族会 ・運動会	・運営推進会議 ・誕生会 ・総合防災訓練
10月	・芋煮会	
11月	・小旅行 ・外食	・運営推進会議
12月	・クリスマス会 ・忘年会 ・家族会	・餅つき
1月	・新年会 ・どんど祭 ・団子さし	・運営推進会議 ・誕生会
2月	・節分 ・味噌作り	
3月	・ひな祭り	・運営推進会議

令和6年度 フクチャンち デイサービスセンター 事業計画

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、必要な日常生活の援助及び機能訓練を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、BPSD(行動・心理症状)の軽減を図り、心身共に安定して、その方の有する能力に応じ自立した日常生活ができるように努めます。また、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めます。

基本目標

1. 認知症によるBPSD(行動・心理症状)を軽減し、その方の有する能力を維持できるような個別サービス計画を作成し、利用者が明るく快適な生活が営めるよう努めます。
2. 住み慣れた地域へ積極的に出向き、地域住民と利用者が自然に関わり合いを持つことができるよう、開かれた施設づくりに努めます。
3. 職員は基本方針を十分に理解し、報告・連絡・相談を徹底し、サービスの質の向上に努めます。
4. 利用者が安全に利用できるよう、施設内外の事故防止に常に心がけます。

処遇方針

認知症によるBPSD(行動・心理症状)を軽減できるよう個別サービス計画を立案し、定期的な見直しにより、利用者が健康で、生きがいを持って明るく穏やかな生活を営めるよう努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ令和6年度の重点事項として実施します。

1. 居宅サービス計画に沿った、利用者と家族の意見を反映した介護サービス計画の作成に努めます。
2. 在宅生活が健康な状態で継続できるように工夫を凝らしたサービス内容に取り組んでいきます。
3. 介護記録等の関係書類、記録等を適正に作成し、必要に応じて見直しに努めます。
4. サービス提供時の事故発生の防止に努めます。
5. 職員は、専門職としての自覚を持ち、認知症介護をより理解し、ケアの向上に努めます。

令和6年度 年間行事予定

月 別	行 事 内 容	その他の 誕生会	備考
4月	お花見	誕生会	
5月	端午の節句 母の日	誕生会	
6月	運動会 父の日	誕生会	
7月	七夕 流しそうめん	誕生会	
8月	夏祭り	誕生会	
9月	敬老会 運動会 総合防災訓練	誕生会	
10月	地域交流芋煮会	誕生会	
11月	小旅行	誕生会	
12月	クリスマス会 忘年会 餅つき	誕生会	
1月	新年会 どんと祭 団子さし	誕生会	
2月	節分 味噌作り	誕生会	
3月	ひな祭	誕生会	

令和6年度 フクチャンち通所介護事業所 事業計画

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び、心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び、精神的負担の軽減を図るよう努めます。

基本目標

1. 利用者個々の尊厳の保持と、日々の利用に安心・安全・満足して過ごしていただけるように本人・家族の意向、要望を取り入れサービスの提供に努めます。
2. 職員は、基本方針を十分に理解し、報告・連絡・相談を徹底し、サービスの質の向上に努めます。
3. 家族、介護支援専門員、各福祉サービス機関との連絡・連携を密に行い、利用者の自立支援の統一、サービスの向上に努めます。
4. 利用者の安全を常に心がけ、施設内外の事故防止に努めます。
5. 地域密着型サービスとして地域との関わりを持ち、地域福祉の拠点施設を目指した活動に努めます。

処遇方針

利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供できるように努めます。

重点目標

1. 利用者個々の現状と要望を的確に把握し、個別介護計画を作成しサービスの提供に努めます。
2. 職員の専門職としての資質の向上を目指し、施設内外の研修の充実を図るとともに、定期的に勉強会を開催することで、知識と技術の習得及びサービスの質の向上に努めます。
3. 生活リハビリを中心に残存機能の維持増進を図り、個々のもつ可能性を最大に引き出し、喜びと希望が持てるよう援助に努めます。
4. 四季折々の行事を取り入れ、利用者様が楽しんでいただけるよう余暇活動を重視します。
5. 利用者の生活の中心である在宅生活にも目を向け、利用者を介護している家族の支援にも努めます。
6. 職員は、地域社会の一員としての自覚をもち、地域福祉、地域貢献の向上に努めます。

令和6年度 年間行事予定

月 別	行 事 内 容
4月	・花見 ・誕生会
5月	・母の日 ・誕生会
6月	・誕生会 ・父の日
7月	・七夕 ・誕生会
8月	・ミニ縁日 ・誕生会
9月	・敬老会 ・誕生会
10月	・地域交流芋煮会 ・誕生会
11月	・誕生会 ・紅葉狩り
12月	・クリスマス会&忘年会 ・誕生会
1月	・誕生会 ・団子さし
2月	・節分 ・誕生会
3月	・ひな祭り ・誕生会

令和6年度 ライフ吉井田看護小規模多機能型居宅介護事業所 事業計画

基本方針

利用者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、利用者の状態に即応する形で柔軟に「訪問介護・看護」「通い」「泊り」を一体的に提供し医療・看護ニーズのある要介護者の日常生活上の看護・介護、緊急時の対応、その他療養生活を支援します。利用者の意思及び人格を尊重し、顔なじみのスタッフが対応することで、心身の機能の維持回復に努め、安心して在宅生活を送ることができるための援助を行います。また、ご家族様の精神的・身体的負担の軽減を図るように支援します。

基本目標

1. 利用者がより健康で心身共に活動的な日常生活を継続できるよう、家族又は医療機関、居宅介護支援事業所と連携を密に図り、予防看護・介護に努め、より質の高い在宅サービスの提供を行います。
2. 要介護状態、認知症による心理的、身体的負担を軽減し、個々の残存機能を維持できるような個別サービスを計画し、利用者が明るく快適な日常生活が営めるよう努めます。
3. 利用者の心身状態は様々であり、それぞれの異なったニーズを把握して適切な訪問看護サービスに努めます。
4. 地域密着サービス事業所として、地域への働きかけ、連携を図りながら、運営推進委員会を活かし地域福祉の拠点施設を目指した活動を行います。

処遇方針

可能な限り自立した在宅生活を継続できるような環境整備・個別サービス計画を立案、定期的な見直しを行い、利用者の有する能力とその人らしさを最大限に引き出し、明るく穏やかな生活を営めるよう努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ令和6年度の重点項目として実施します。

1. 看護小規模が持つ特性(訪問介護・訪問看護・通い・泊りを組み合わせ柔軟な対応、緊急ショートステイの対応や医療依存度の高い方への対応)を利用者、家族、医療・介護関係機関等に理解を深めていただけるように努め、在宅生活が継続できるように支援を行います。
2. 生活リハビリを中心に、利用者個々人の持つ可能性・残存機能を活かした日常生活支援サービスの提供を行えるよう、随時個別援助計画・サービス内容を見直し実施していくと共に、常に状態把握を行い、利用者と適時・適切に関われるよう努めます。
3. 地域密着型サービスの趣旨を理解し、運営推進会議にて助言等をいただき、オレンジカフェ・料理教室・配食サービス等を実施し、地域貢献に努めます。
4. 定期的な勉強会の開催、外部研修等へ出席することにより、職員が専門職としての自覚を持ち、知識と技術及びサービスの質向上に努めます。

令和6年度 年間行事計画

月	内 容	外食	運営推進 会議	誕生会
4月	花 見			毎 月
5月	母の日		○	
6月	父の日 小旅行	○		
7月	七 夕 流しそうめん	○	○	
8月	夏祭り(吉井田地区) 夏祭り(ライフ吉井田)			
9月	敬老会 十五夜		○	
10月	運動会(吉井田地区) 秋祭り(吉井田地区) 紅葉狩り①	○		
11月	紅葉狩り②	○	○	
12月	クリスマス会(ライフ吉井田) 餅つき			
1月	初詣 新年会 だんごさし		○	
2月	節 分			
3月	雛祭り		○	

※折り紙教室……………第3月曜日

※八木田ふれあい広場…毎月第2土曜日

※絵手紙教室……………毎月第2木曜日

※オレンジカフェ……毎月第4水曜日

※料理教室……………毎月第3金曜日

令和6年度 ライフ吉井田居宅介護支援事業所 事業計画

基本方針

利用者及び家族と信頼関係を構築し、中立、公正な立場で行政・医療機関・介護サービス提供機関等と連携して総合的な居宅サービスを提供するとともに、地域の相談窓口になれるよう努めています。

基本目標

1. 利用者及び家族と信頼関係が築けるよう、個別性を重視した居宅サービス計画を作成し、地域包括支援センターやサービス提供事業所等と連携を図りながら可能な限り地域での自立した生活が送れるように支援していきます。
2. 地域に密着した事業所を目指し、地域住民との交流に努め、地域の方々に相談窓口となれるよう努めています。
3. 介護支援専門員として知識や技術の向上を目指し、質の高いケアマネジメントの実施のために、積極的に研修会等に参加し自己研鑽に努めます。
4. 常に利用者の自己決定を尊重し権利擁護の立場で支援するとともに高齢者虐待防止や身体拘束等の適正化も推進していきます。

重点目標

基本方針を踏まえ、令和6年度の重点事項として下記を実施します。

1. 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画や介護予防サービス支援計画を作成し、特に中重度や支援困難な方へのケアマネジメントの資質の向上を図ります。
2. 利用者やその家族も含め地域の方々が、お互い関わりあう交流の場を提供し、地域づくりに努めています。
3. 平時からの医療機関との連携促進のために利用者様の主治の医師や歯科医師、薬剤師にケアプランなどの必要な情報伝達を行うなど、医療機関等と総合的に連携を図っていきます。
4. 身体拘束等の適正化や高齢者虐待の防止、個人情報保護について重視しそれに関連した研修会等への参加や関係機関との連携を密に図っていきます。
5. タブレット等のICT機器の活用し、業務効率化に取り組んでいきます。

令和6年度 ロング・ライフ訪問看護ステーション 事業計画

基本方針

在宅において、利用者様が介護を必要になった場合においても、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援していきます。

心身の機能維持回復を目指し、介護が必要になった方が、健全で安らかな在宅生活を送ることができるようするための援助に努めます。

基本目標

1. 利用者様の心身状態のニーズを把握し、適切な対応に努めます。
2. 利用者様が健康で活動的に日常生活を継続できるよう予防看護に努めます。
3. 家族様、医療機関、居宅介護支援事業所と連携を図り、より質の高い在宅サービスの提供に努めます。

処遇方針

利用者様の自立とQOLを高めるために、個人のもつ可能性を引き出し、希望が持てるような、利用者様を中心のサービス提供に努めます。

重点目標

- 基本方針を踏まえ令和6年度の重点事項として実施します。
1. 地域の方、医療機関、並びに居宅介護支援事業所等と連携し、訪問看護サービスに努めます。
 2. 訪問看護サービスが適切に提供できるように、看護技術と知識向上のためのマニュアルの整備に努めます。
 3. 毎月、勉強会を開催し、各種研修会に積極的に参加し、常に自身のスキルアップと自己研鑽に努めます。
 4. 利用者様、家族様のニーズを十分に把握した個別援助計画の作成に努めます。
 5. 職員の意見交換をしながら風通しの良い職場環境の整備に努め、職員の意欲向上を図っていきます。

令和6年度 ロング・ライフ訪問看護ステーション リハビリテーション部門 事業計画

基本方針

在宅での生活を継続するため、自立支援の理念に基づき、在宅でのリハビリテーションの提供、地域での介護予防教室の参加を行うことで、ADL及びQOLの向上を図ります。

基本目標

1. 在宅での生活の継続を目指し、安全・安心に過ごしていただけるように、リハビリテーションサービスの提供に努めます。
2. 地域の皆様が、在宅での生活の継続できるよう、積極的に介護予防教室に参加し、介護予防に努めていきます。
3. 利用者様、家族様、他職種、医療機関との連絡・連携を行い、利用者様の自立支援を支えます。

処遇方針

健康で充実した生活を送ることができるよう、医師の指示による訪問看護計画書を他職種共働で作成し、残存機能の維持・向上を心がけ、日々の生活の中で希望や生きがいを持って生活できるよう援助していきます。

重点目標

- 基本方針を踏まえ令和6年度の重点項目として実施します。
1. リハビリテーション専門職としての資質・サービスの質、技術の向上を目指し、日々努力していきたいと思います。
 2. 利用者様、家族様からの意見・希望を十分に反映させ、リハビリテーション業務、計画の見直し改善に努めます。
 3. 松川地域の介護予防教室や法人主催の教室に参加し、地域の方々とのコミュニティを構築いたします。
 4. 他職種と連携して、地域の利用者様を支えて支援していきます。

令和6年度 ライフ吉井田サービス付き高齢者向け住宅 事業計画

基本方針

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者に適した良好な居住環境を備えた賃貸住宅であり、心身に不安を抱える高齢者が安心して暮らすことのできる住まいです。

介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスとして、ケアの専門家である職員により安否確認や生活相談サービスを提供すること等で、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることを実現します。

基本目標

1. 職員は施設の方針を理解し、職員相互の協力のもと、入居者サービスの充実・向上に努めます。
2. 入居者の安全を常に心がけ、施設内外の事故防止と防災に努めます。
3. 入居者の尊厳を保ち、地域住民との交流を通して生きがいをもって生活ができるよう努めます。
4. 職員は専門職としての知識と技術、並びに使命についての計画的研修を重ね知識、技術の習得に努めます。
5. 職員は地域社会の一員としての自覚をもち、保健、医療、福祉の分野との連携を深め地域福祉の向上に努めます。

サービス方針

入居者のサービス提供にあたっては、専門的知識を活かし、入居者一人ひとりの心身の状況に応じた日常生活を営むことができるよう、快適な環境づくりに努めます。

令和6年度 ライフ吉井田配食サービス事業 事業計画

基本方針

配食サービスは、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスとして、安否確認や生活相談サービスを提供すること等で、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることを実現します。

基本目標

1. 栄養バランスがとれた食事を自宅まで届けることで健康の維持・向上に努めます。
2. 食事は、会話を交わしながら手渡しで届けることにより、日々の安否確認や地域との繋がりを保ちます。
3. 利用者の安否が確認できない際や、体調が不安定な状態が確認されたら、速やかに関係者へ報告すると共に、必要な措置を講じます。
4. 利用者の尊厳を保ち、地域との交流を通して生きがいを持って生活ができるよう努めます。
5. 食事は、普通食以外にも刻み食・ミキサー食・お粥など、個々のニーズに対応できるよう努めます。
6. 職員、及び配達スタッフは、専門職としての知識と技術、並びに使命についての計画的研修を重ね知識、技術の習得に努めます。

サービス方針

配食サービスの提供にあたっては、専門的知識を活かしつつ、利用者一人ひとりの心身の状況に応じた在宅生活を営むことができるよう、多職種間の連携、情報の共有に努めます。

令和6年度 地域における公益的な取組 事業計画

基本方針

社会福祉法人として、責務とされる「地域における公益的な取組」を行うことを通じ、これからの中核的・地域社会における福祉の中心的な担い手になっていくことを目指します。

当面、各拠点での、これまでの地域との関係性や、取組んできた諸活動を踏まえ、地域に存在する福祉ニーズを把握したうえで、計画策定し、取組んでいきます。

基本目標

1. 「地域における公益的な取組」の責務規定である、

- ①社会福祉事業又は公益事業を行うにあたって提供される「福祉サービス」であること
- ②「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する「福祉サービス」であること
- ③無料または低額な料金で提供されること

を遵守した取組みを行います。

2. 事業の実施にあたっては、法人内にプロジェクトチームを設け、法人の方針に沿いながら、各拠点に存在する福祉ニーズの把握、当法人に期待する取組等の情報を収集し、立案、行動に移行していきます。

3. 各拠点で行っている現在の活動を中心に、さらに地域住民の安心ある生活の実現のために活動の内容充実と幅を広げていきます。

令和6年度 年間活動計画

松川拠点

項目	内 容	回 数
地域のサロン活動		
高齢者の孤立防止	ロングな介護	月1回
介護予防体操		
認知症の啓発活動	SOSネットワーク模擬訓練 認知症サポーター養成講座	随時
地域づくりの推進 公開講座	松川安心安全ネットワーク委員会	随時
夏祭り 多世代間交流	夏祭りの開催(地域住民参加)	年1回
福祉避難所	福祉避難所の設置(福島市指定)	

伏沢拠点

項目	内 容	回数
地域のサロン活動		
高齢者の孤立防止 認知症啓発	オレンジカフェ(認知症カフェ)の開催	月1回
地域交流行事 高齢者の交流	地域交流いも煮会	年1回
介護教室 認知症啓発	認知症サポーター養成講座	随時
福祉避難所	福祉避難所の設置(福島市指定)	

吉井田拠点

項目	内 容	回数
みんなのサロン	高齢者、子供などへの居場所の提供	毎日
高齢者の孤立防止	オレンジカフェ(認知症カフェ)の開催	月1回
多世代間交流	料理教室の開催	月2回
介護予防体操	ちょっと体操教室	月2回
大・小会議室	地区町内会総会への場所提供	随時
高齢者の孤立防止 ・ 生甲斐創出 各種研修会の開催	老人クラブ会合への場所提供 各種サークルへの場所提供 子育て親のサークルへの場所提供 介護・医療関係の研修会等への場所提供	
介護教室	老人クラブへの出前講座の開催 サークル団体への介護教室の開催 家族介護者のつどいの開催	随時
		月1回
夏祭り 多世代間交流	夏祭りの開催(地域住民参加)	年1回
福祉避難所	福祉避難所の設置(福島市指定)	
子ども110番	子ども110番のいえ	